

西尾市一般廃棄物処理基本計画（案）に対する意見の概要と市の考え方

番号	意見の概要	市の考え方
1	<p>第2編 生活排水基本計画 2-1-2                      3. 1 し尿処理場による処理                      （西尾市浄化センターは）し尿処理場ではありません。廃棄物処理法での処理はしていません。（しっかり調査してください）</p>	<p>西尾市浄化センターは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」の「し尿処理施設」ではないため「し尿処理場」という表現をいたしました。水質汚濁防止法のし尿処理施設に該当するため「し尿処理施設」との表現に修正しました。</p>